社会福祉法人　藤沢ひまわり
役　員　報　酬　等　規　程

（目的）

第１条　　この規程は、社会福祉法人　藤沢ひまわり(以下「法人」という。)定款（評議員の報酬等）第８条、定款（役員の報酬等）第２１条及び評議員選任・解任委員会運営規則（外部委員への報酬等）第９条に基づき、役員等への報酬等に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（役員の範囲）

第２条　　この規程において「役員」とは、定款（評議員の定数）第５条に規定された評議員、定款（評議員の選任及び解任）第６条に規定された評議員選任・解任委員、定款（役員の定数）第１５条に規定してある理事及び監事をいう。

（報酬等の意味）

第３条　　この規程において「報酬」とは、役員として職務執行による対価として支払う金銭をいう。

第２項　この規程において「報酬」とは、定款に規定してある会議（評議員会、理事会）や定期監査及び理事会で必要と承認された委員会に出席した役員等（外部委員も含む）に対して報酬として、支払う金銭をいう。

（報酬等の額）

第４条　　理事長の報酬は、事業収支の状況に考慮し、報酬額は1事業月額４，０００円とし、事業数は、法人及び１１事業所の合計１２事業とする。尚、理事長が常勤職員として現場に勤務している給与については、給与規定に基づき支払うことする。

第２項　定款細則（理事会の開催）第１５条１項に規定してある定時理事会として６月、３月に開催し、出席した役員に対して、定款（役員の定数）第１５条１項に規定した役員１人に対して、各年度の総額８，０００円(税抜き)を超えない範囲で、報酬を支払うことする。定款（役員の定数）第１５条に規定してあるように、必要がある場合に理事会を開催した場合や理事会で必要と承認された委員会に出席した役員に対してその限りではなく報酬を支払うことする。尚、法人施設職員の役員には、職務であるから支払わない事とする。

第３項　定款（開催）第１１条に規定してある定時評議員会として6月に1回開催し、出席した役員に対して、定款（評議員の報酬等）第8条1項に規定した評議員１人に対して、各年度の総額4，000円(税抜き)を超えない範囲で、報酬を支払うことする。定款（評議員の報酬等）第8条2項に規定してあるように、臨時に評議員会を開催した場合や理事会で必要と承認された委員会に出席した役員に対してはその限りではなく報酬を支払うことする。
尚、法人施設職員の役員には、職務であるから支払わない事とする。

（支払方法）

第5条　理事長の報酬の支払方法は、月払いとし、法人本部から毎月１０日に理事長の金融機関口座に支払う。当月が土曜日または休日の場合は、その前日に繰り上げるものとする。

第２項　第４条第２項の支払いについては、会議等開催当日に支払うこととする。

（改正）

第6条　この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

附則　この規程は、2007年　3月　1日から施行する。
この規程は、2008年　4月　1日から施行する。
この規程は、2009年　4月　1日から施行する。
この規程は、2013年　4月　1日から施行する。
この規程は、2017年　4月　1日から施行する。
この規程は、2017年10月24日から施行する。
この規程は、2018年　4月　1日から施行する。
この規程は、2023年　4月　1日から施行する。

（契約期間）

第2条　この契約の契約期間は、　　年　　月　　日から、障害福祉サービス受給者証に記載された支給期間の満了日までとします。

２　上記の満了日から起算して30日を経過するまでに利用者から事業者に契約終了の申し出がない場合で、かつ利用者に改めて障害福祉サービスの支給決定がされた場合、この契約は自動更新されるものとします。

３　前項の自動更新する場合でも、緊急連絡者と何らかの方法（電話、面談等）を通じて確認させていただきます。

４　自動更新中に利用契約書の内容に変更が生じた場合や、緊急連絡者に変更があった

場合は、新たな利用契約書を取り交わします。